武岡小学校樹木剪定業務委託仕様書

１　業務名

武岡小学校樹木剪定業務委託

２　業務の目的

学校及び周辺道路への安全性を確保し、良好な環境を保全するため、樹木剪定を行うもの。

３　契約期間

契約締結の日から令和９年２月２６日まで

４　履行場所

武岡小学校（鹿児島市武岡二丁目３０番地１）

５　業務の対象物

別紙「図面」のとおり

６　業務の内容

(1) 業務着手前の現地確認

(2) 学校敷地外周部の樹木剪定

７　業務着手前の現地調査

契約締結後、速やかに本仕様書及び図面に基づき、現地調査を行うこと。なお、腐食している樹木等があった場合は、発注者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

８　学校敷地外周部の樹木剪定

(1) 事前協議

現地調査後、発注者と樹木剪定の範囲やスケジュール等について協議を行うこと。

(2) 樹木剪定の範囲

学校敷地外周部に設置されたフェンスから敷地内に向かって概ね１ｍを基準とし、その基準より市道側の範囲。

(3) 樹木剪定の記録

写真撮影

工程に沿って、以下の内容について写真撮影を行うこと。

ア　着工前

イ　作業状況

ウ　完了

エ　剪定枝処分状況（運搬車両含む）

(4) 実施報告書の提出

業務の完了後、発注者に以下の内容を記した実施報告書を提出し、発注者の検査完了後、

発注者が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

ア　作業状況写真

イ　その他関係機関への届出

9　その他

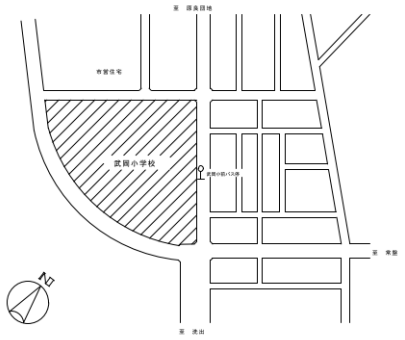
(1) 本業務により発生する剪定枝について、資源化（活用されなければ不用となる物又は廃棄物を、再び使用すること、原材料として利用すること、熱源として利用すること等をいう。）に資する措置を可能な範囲で行うこと。

(2) 剪定枝を処分する場合は、産業廃棄物管理票のＥ票を入手後、写しを市へ提出すること。なお、提出は契約期間後でも構わない。

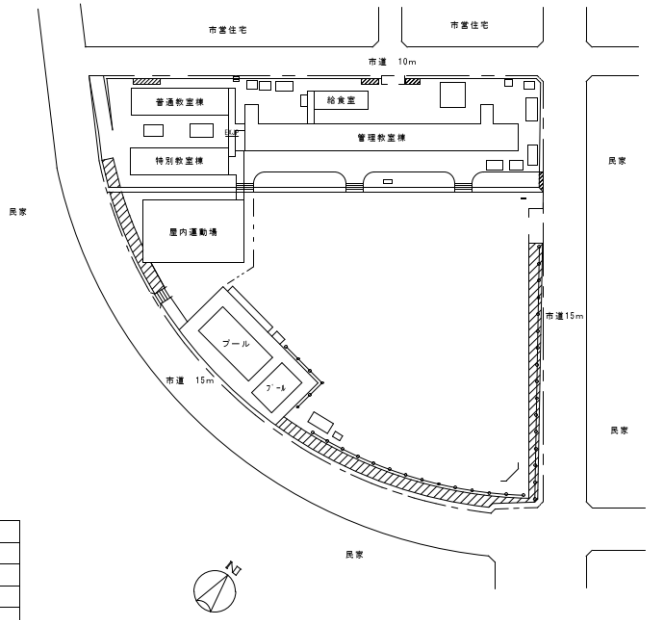
(3) 本業務の実施にあたっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者や労働者の活用を図ること。

(4) その他本仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。

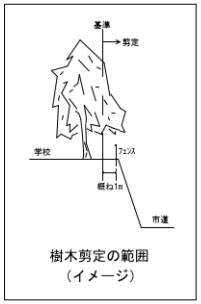
(5) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市へ提出すること。



付近見取図



配置図　S=1/1500　　：剪定樹木



樹木剪定の範囲
（イメージ）

特　記　事　項

1．業務着手前に現地調査を十分に行うこと。
2．事前に学校と協議し、業務に支障をきたすことのないようにすること。
3．施工に当たっては、児童、職員、来校者等の安全を確保し、事故防止に万全を期すこと。
4．施工期間中は、安全作業に努めるとともに、火気等にも十分注意して作業すること。
5．施工期間中は、粉塵等の発生にも十分留意し、養生を確実に行い作業するとともに、作業後は清掃を行うこと。
6．施工期間中は、防災、防犯関係が無警戒とならないようにすること。
7．作業中は業務委託関係者であることがわかる腕章を身に着けること。
8．万一既設建物及び機器等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の負担にて原形復旧すること。

業務の対象物　：敷地外周部の樹木

樹木剪定の範囲：敷地外周部に設置されたフェンスから敷地内に向かって概ね１ｍを基準とし、その基準より市道側の範囲（延長 約265m）

【武岡小学校】

武岡小学校樹木剪定業務委託	図面番号 1／1
付近見取図・配置図・特記仕様書	